

国民体育大会の参加資格について
(県内の国体予選会、北信越国体含む)

財団法人長野県体育協会

参加資格については、各競技団体において把握されているところですが、全国において参加資格違反が判明し、罰則が科せられた事例もあることから、国民体育大会の実施要項をもう一度ご確認いただき、選手選考について万全を期してください。

特に、成年種別について下記の点にご留意ください。

1 参加資格について（成年種別）

- (1) 所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、「居住地を示す現住所」「勤務地」「ふるさと」のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

居住地を示す現住所	○ 住所を有し、しかも日常生活をしている所を示す。 ○ 当該大会開催年 4 月 30 日以前から大会参加時まで引き続きこの 2 つの条件を満たしていること 「住所を有し」とは、当該県へ住所に関する届出（住民票）あるいは外国人登録をしていることをいう。 「大会参加時」とは本大会終了時を指す。
勤務地	当該大会開催年 4 月 30 日以前から大会参加時まで引き続き、雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。 (住民票の有無は問わない)
ふるさと	所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。 (地区予選会から参加する年ごとに申請をする)

- (2) 前年度又は前々年度において選手及び監督の資格で参加した者は、本年度異なる都道府県から参加することはできない。(前回出場大会と異なる都道府県から参加する場合には、原則として都道府県予選会を含めて 2 大会以上の間を置かなければなりません。ただし、「新卒者」「結婚又は離婚に係る者」「ふるさと選手制度を活用する者」は除きます。)
- (3) 参加選手は、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。
- (4) 回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

2 ふるさと選手登録について

(平成 17 年度第 60 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会から適用)

卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択できます。制度を活用する場合は、都道府県予選会に参加する前に、当該都道府県体育協会へ所定の手続きを行います。但し、ふるさと制度で登録できる都道府県は、卒業中学校又は卒業高等学校所在地のいずれか 1 都道府県のみで、「ふるさと」として登録した都道府県については、手続き終了後は変更できません。

また、原則として、ふるさと制度の活用は、1 回につき 2 年以上連続とし、活用できる回数は 2 回までとなります。(水泳競技は別途実施要項参照)

【回数は2回まで】の解釈

- 1 継続して登録すれば、何年でも使用できます。
- 2 1年間登録がなかった場合（地区大会も含み不出場）は、次年度登録すれば、継続となります。
- 3 登録後、他県出場又は長野県の所在地等の資格で長野県から出場した場合は、1回の権利は終了します。（長野県に戻り、また、県外にでる可能性のある人は、そのままふるさと登録をすることを勧めます。）
※長野県から所在地又は勤務地として出場資格があっても、ふるさと登録をして出場できます。

- (1) ふるさと登録は本国体に出場する場合のみではなく、地区予選会から必要です。
- (2) ふるさと登録を1回やれば、その後の大会も出場できるのではなく、毎年登録が必要になります。

(例) ○ふるさと ×不参加

60回○	61回×	62回×	63回○	64回○	65回○	66回×	67回○
1回目①	...	...	2回目①	2回目②	2回目③	...	2回目④

60回○	61回○	62回他県	63回○	64回○	65回×	66回×	67回以降
1回目①	1回目②	...	2回目①	2回目②	...	...	ふるさと×

67回以降「ふるさと登録」はできません。

60回○	61回○	62回長野県	63回○	64回○	65回長野県	66回以降
1回目①	1回目②	所在地として出場	2回目①	2回目②	勤務地として出場	ふるさと×

66回以降「ふるさと登録」はできません。

3 特に注意が必要な場合

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 前回又は前々回他県で出場した人 | (2) 大学又は就職等で県外にいる人 |
| (3) ふるさと選手登録を初めてする人 | (4) ふるさと選手登録が途切れている人 |
| (5) 卒業中学・卒業高校のどちらかが県外の人 | |

4 「ふるさと選手登録」提出にあたって

各協会（連盟）において、提出前に御確認をお願いします。

- (1) 氏名、生年月日の確認
- (2) 各協会（連盟）においてふるさと登録の確認
- (3) 締切日の厳守
- (4) 所定用紙（第64回大会から様式変更）での提出及びパソコン入力
（本国体に出場しなくても、県内予選会に出場した者は必ず登録する）

5 国民体育大会参加資格解釈及びQ & Aについて

「参加資格」については、財団法人日本体育協会のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

なお、御不明の点は県体育協会までお問合せください。

財団法人日本体育協会→【国民体育大会】→【選手・監督の参加資格】
→【国民体育大会参加資格解釈及びQ & A事例集】

ふるさと選手登録届・ふるさと選手制度使用申請届

(予選会出場から必要です)

長野県体育協会 会長 殿
長野県競技団体 会長 殿

届け出日:平成 年 月 日

(旧姓)

ふりがな			
氏名	(印)		
[性別]	1. 男	2. 女	*いずれかに○印
生年月日	19	年 (昭和・平成	年)
		月	日

(西暦と年号両方記入)

国民体育大会ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を【長野県】として、第()回大会について、下記内容のとおり使用申請します。

1. 参加競技名

競技	種別	種目
----	----	----

2. 現住所

(ふりがな)	電話番号
〒 -	
	携帯電話番号

3. 現在の学校又は勤務等について

大学名等(学年)	学年
会社名	

4. 「ふるさと」に関する確認事項

(1) ふるさと登録の利用

利用回数(今回の使用含む)	
1. 初回	回目
2. 2回目	回目

* 1. 又は2. のいずれかに○印

(2) 前回大会出場の所属都道府県名

回	
---	--

* 前回大会(県内予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載

(3) 卒業した学校名(長野県の中学校又は高等学校)

(ふりがな)	卒業年月日
	S・H 年 月 卒業

* ○○高校又は○○中学校など学校名を明確に記載すること。

※参考として上記に高校を記入したら中学校名、中学を記入したら高校名を記入してください。

都道府県名		学校名	
-------	--	-----	--

※記載された個人情報は、国体申込み(関係団体への報告)に関わることにのみ使用します。

参加資格を確認するためには

国体参加（県大会等含む）については、下記の事項を御確認の上、選手選考、大会参加申込みをしてください。
 なお、御不明の点は、県体育協会までお問合せください。

	事 項	注 意
1	大会参加申込段階で、必ず前年度及び前々年度の出場（地区大会含む）都道府県を必ず記入する。	本国体参加のみではなく、県大会等参加も記入する。 少年種別から成年種別になったときも出場県を連続して記入する。 （例）前年度少年種別で高校3年時長野県の予選会に出場し、本年度成年種別で出場する場合は、前年度出場県「長野県」を記入
	前年度又は前々年度において他県から参加した選手等は、2大会以上間を置かないと長野県から出場できない（例外一新卒者、ふるさと、結婚等）ことを確認する。	2大会以上間がない場合は、資格を確認する。
	前年度又は前々年度において他県から参加した選手等は、どのような参加資格で出場したか確認する。	ふるさと、新卒、居住地、勤務地等
2	本年度出場の条件【居住地を示す現住所】【勤務地】【新卒者】等について、資格確認を行う。	【居住地を示す現住所】は住民票があり、日常生活をしているか確認 【勤務地】はそこに勤務をしていること。（住民票の有無は問わない） 【新卒者】は大学、高校、中学等から引き続き参加することが条件（卒業した年に出場した場合及び大学院卒は該当しない。）
3	ふるさと登録状況を確認する。	1回目、2回目の権利を確認する。 （2大会以上活用がないか、又は1大会活用がなくても権利消失することがある。） 2回目権利選手に今後の登録について十分理解してもらう。
	「ふるさと登録選手」のデータ整理を行う。	第60回からの登録状況を整理する。 （県体協からは一覧表を配付する。）
	ふるさと登録を初めて行う選手は、他県で登録をしたか確認をする。	卒業中学・高校のどちらかが県外の場合他県登録の可能性がある。
4	回数を同じくする大会において、「他県」の予選会等に出場した場合、「長野県」の予選会等出場できないことを選手に確認する。	他県においても、参加資格がある場合は特に注意が必要
5	水泳競技の場合、出場条件が他競技と違うので要項を参照する。	水泳競技は生徒は学校所在地、学生は卒業高校所在地（ふるさと）等要項参照

国民体育大会参加資格についての事例(県・地区大会含む)

事例すべて参加資格違反になります。

	事例	理由
1	ある競技において、成年男子の選手としてブロック大会に参加したが敗退した。そのため、本大会で少年男子の監督として参加する。	「選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る」となっており、都道府県予選会、ブロック大会、本大会の段階は問いません。
2	現在大学生で実際に住んでいるのは学校所在地の東京都ですが、住民登録をしているのは長野県なので、長野県から出場する。	
3	京都府の高校を卒業して、長野県内のS大学に進学した。住民登録は京都府にあるが、生活の拠点が長野県なので、長野県から出場する。	「居住地を示す現住所」の条件は、当該大会開催年4月30日以前より本大会参加まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります。
4	長野県の高校を卒業した選手が、住民登録は大学の所在地の山梨県に有している一方、日常生活の実態は長野県にあったため、長野県から出場する。	
5	富山県の高校3年生の時、富山県の国体予選会に出場して、高校を卒業後、長野県のN大学に進学した。しかし、1年間浪人生生活をしたため、予選会に参加をしなかった。しかし、大学進学したため、長野県に居住地及び住民票があるので、長野県から出場する。	参加資格に前年又は前々年と異なる都道府県から出場する場合は、原則2大会以上間をあげなければならないが、特例として「新卒業者」等がある。しかし、この事例は、1年間のブランクがあるため、「新卒業者」扱いにはならない。
6	平成20年度に大学院を修了したので、64回大会に「新卒業者」の対象と考え前回とは異なる県から出場する。	国体においては、大学院修了者及び大学を中退された方については、「新卒業者」の対象としておりません。なお、第64回大会「新卒業者」の対象は平成20年度(平成20年4月1日以降、平成21年3月31日まで)に卒業された方が対象です。平成19年度に卒業された方は対象となりません。(第64回冬季大会は19年度卒が該当)
7	60回大会にふるさと登録をして長野県から出場、しかし、61回、62回と不参加。63回はふるさと登録をして出場。64回は居住地として参加。65回はふるさと登録をして長野県から出場する。	2大会連続不参加だったため、63回大会は2回目のふるさと登録になります。ふるさと選手登録は、原則として1回につき2年以上連続して活用しなければなりません。1大会不参加となった場合、次回にふるさと届を提出して参加すれば、1回目の継続となります。また、64回に居住地として参加したため、2回目の権利がなくなります。(2回目のふるさと登録を活用する場合の留意点は、2大会連続不参加等があった場合は、それ以降、「ふるさと」を活用して参加ができないので注意が必要)
8	長野県の中学校を卒業して、新潟県の高校を卒業した。大学に進学して新潟県をふるさと登録して出場。4年後、長野県をふるさと登録をして長野県から出場する。	ふるさと登録は、卒業中学校又は卒業高等学校所在地のいずれか1都道府県のみ登録できるので、1度登録した都道府県は変更できません。(水泳競技は別途注意)
9	他県の予選会等に出場したが、長野県の予選会にも出場した。	回数を同じくする大会において、1都道府県からのみ参加ができる。複数の都道府県の大会には参加できない。

質問

ふるさとを登録して県予選会に参加を申込んだが、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかった。この場合は、ふるさと選手制度の活用はなかったものとしてカウントされますか。	参加申込が受理された時点で参加と見なします。この場合、当日に参加はできなかったものの、参加申込が受理されているため、参加と見なし、ふるさと制度の活用としてカウントされます。
ふるさと選手制度は、監督には適用されないでしょうか。	監督には適用されません。但し、「選手兼任監督」の方については、選手として扱われることとなるため、本制度が適用されます。

国民体育大会の参加資格について【成年種別】 (本国体だけではなく、県内の国体予選会、北信越国体含む)

長野県から出場するには、下記の3つのいずれかの条件で出場できます

居住地を示す現住所

○当該大会開催年4月30日以前から住所を有し、しかも日常生活をしている所を示す。大会参加時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること

「住所を有し」とは、長野県に住民に関する届け(住民票)等あることをいう。
「大会参加時」とは本大会終了時を指す。

同一大会において、長野県及び他県の予選会等両方に出場することはできません。

勤務地

当該大会開催年4月30日以前から大会参加時まで、引き続き雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。(住民票の有無は問わない)

ふるさと
所定方法により「ふるさと」を登録しなければならない。(地区予選会から参加する年ごとに申請をする)

前年度又は前々年度において他県から参加した者は、長野県から地区予選も含め2大会以上の間を置かないと出場できません。(例外)新卒者・ふるさと・結婚等

ふるさと選手登録(長野県内の中学校又は高等学校を卒業したことが条件)

○1度「長野県」に登録すれば、他の県を「ふるさと」登録することはできない。(1都道府県のみ登録できる)

○原則として、ふるさと選手制度の活用は、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までです。

○毎年、申請が必要です。

○長野県から「所在地」又は「勤務地」として出場資格があっても「ふるさと」登録をして出場できます。

○水泳競技は別途実施要項参照

【回数は2回まで】の解釈

○継続して登録すれば、何年でも出場できます。

○1年間登録がなかった場合(地区大会も不参加)は、次年度登録すれば、継続となります。

○登録後、2大会連続登録がなければ、1回の権利が終了します。

○登録後、他県出場又は長野県に戻ってきて「所在地」又は「勤務地」として大会(県内大会も含む)に参加すると1回の権利は終了します。

○県内に戻ってきても、今後転勤等で県外に出る可能性がある人は(長野県から出場希望がある場合)、そのまま継続して「ふるさと」登録をして出場することを薦めます。

(例)

60回	61回	62回	63回	64回	65回	66回	67回
ふるさと	未登録	未登録	ふるさと	ふるさと	ふるさと	未登録	ふるさと
1回目①	...	...	2回目①	2回目②	2回目③	...	2回目④

60回	61回	62回	63回	64回	65回	66回	67回以降
ふるさと	ふるさと	他県	ふるさと	ふるさと	未登録	未登録	ふるさとでは出場不可
1回目①	1回目②	...	2回目①	2回目②	...	...	

60回	61回	62回	63回	64回	65回	66回以降
ふるさと	ふるさと	長野県	ふるさと	ふるさと	長野県	ふるさとでは出場不可
1回目①	1回目②	居住地	2回目①	2回目②	勤務地	

がんばれ！長野



問合せ：財団法人長野県体育協会
026-235-3483

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、監督及び選手のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加することができる。

(ア) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者(日本国との平和条約に基づく日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を含む。)

(イ) 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒
ただし、

a 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学生及び家族滞在(中学3年生)については、大会実施要項が定める参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、留学生については、参加できない。

(ウ) 参加しようとする当該年以前に前号(イ)の規定に該当していた者。

イ 各競技の選手及び監督は、所属県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第62回又は第63回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第62回又は第63回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 平成20年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

(イ) 少年種別

a 平成20年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「一家転住等」に伴う特別措置の考え方による。)

エ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 前記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 参加選手は国民体育大会冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

(イ) 回数を同じくする国民体育大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。以下同じ。)において、異なる都道府県から参加することはできない。

(ウ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(エ) 各県予選会に参加し、これを通過した者であること。

(オ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

(2) 所属県

所属県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地

(ウ) 勤務地

※上記に属する県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成21年4月30日以前からこの大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りでない。

- ・成年種別の選手が属する県として「ふるさと」を選択する場合
- ・少年種別の選手が「一家転住」した場合

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、平成3年4月1日以前に生れた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、平成6年4月1日以前に生れた者から平成3年4月2日以後に生れた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成21年4月1日を基準とする。

イ 財団法人日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生とする。

(4) 疑義の解決

前記の各事項に疑義のあるときは、第30回北信越国民体育大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)及び当該競技団体が調査・審議のうえ、実行委員会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

(1) 成年種別に出場する選手は、国民体育大会開催基準要項細則(財団法人日本体育協会昭和58年12月7日施行、以下、別記1及び別記2において「開催基準要項細則」という。)第3項[本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する県とする。

(3) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更することができないものとする。

(4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

(5) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

(6) 参加県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、この要項に定める参加申込締切期日までに、実行委員会へ提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置の考え方】

転校への特例

1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③)に抵触しないものとする。

(1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。

(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

(3) 「一家転住等」とは、概ね次のことを言う。

- ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
- (4) 転居先の県予選会締切日以前に、次の手続きを終了していること。
- ア 別に定める様式により、転居前に属していた都道府県体育協会会長及び都道府県競技団体会長の承認を得ること。
 - イ 承認を得た書類については、転居先が属する県体育協会及び県競技団体へ提出すること。
- 2 本特例を受けるこの大会において、参加することができる都道府県は以下の通りとする。
- (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
- ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
- (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
- ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合